

# 佐世保市の貸付金制度

佐世保市には、次のような独自の貸付金制度があります。どうぞご利用ください。なお、借受けのできる要件や貸付限度額、利率等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

## 自治会・町内会向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
町内・自治会集会所等整備資金貸付金	町内公民館、集会所等の新築、増改築、敷地造成や集会所用の建物及び敷地の購入に対して銀行が融資します。	自治会、町内会等	貸付限度額は1,000万円、償還期間は1年の据置期間を含む7年以内	コミュニティ・協働推進課 TEL0956-24-1111 内線 2252～2254 メールアドレス comkyo@city.sasebo.lg.jp
佐世保市里道及び公衆用道路事業資金貸付金	自治会、町内会等が実施する里道や公衆用道路の舗装事業等に対し、必要な資金を銀行が融資します。	自治会、町内会等	貸付限度額は300万円、償還期間は1年の据置期間を含む7年以内	道路維持課 TEL0956-24-1111 内線 2946～2947 メールアドレス douroiji@city.sasebo.lg.jp